

様式第3号（第16条—第25条関係）

・整理番号（金融機関等で支払い完了後、以下に12桁の整理番号を記入すること。）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<h2 style="margin: 0;">教育職員免許状</h2>		(授与・追加) (交付) 願 (検 定)		
長崎県教育委員会 様		年 月 日		
(※自署)氏名 <small>ふりがな</small>				
私は下記の教育職員免許状を（授与）（交付）（教育領域の追加）していただきたいので関係書類を添えてお願いします。				
本籍	都・道 府・県	生年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日
現住所	県	市 郡	町 村	番地 番 号
受けようとする免許状の種類			教科、特別支援教育領域又は事項	
幼・小・中・高・特別支援 自立教科等・養護教諭・栄養教諭		専修・1種・2種 特 別 ・ 臨 時		
連絡先	TEL — —	※ 勤務校が長崎県内 の公立学校の場合		職員番号（6桁）
勤務校				
<h3 style="margin: 0;">誓 約 書</h3>				
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないこと及び出願について虚偽のないことを誓約いたします。				
年 月 日				
(※自署)氏名				

根 拠	別表 1. 2. 2の2. 3. 4. 5. 6. 6の2. 7. 8	免許法附則 3. 5. 8. 9. 12. 18		
	法16条の2. 16条の4. 17条. 18条	施 1 条 号		
	施 2 条 号 法 5 条			
判 定	合 格	授与年月日	年 月 日	原簿番号
	不 合 格	不 合 格 の 理 由		

注1 太線枠内のみ記入。枠外は記入しないこと。

2 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと（押印不要）。

3 記入にあたっては裏面の記入上の注意事項をよく読むこと。

受 付

(裏面)

納付した手数料の内容	
※手数料納付書による納付の場合 領収証書から切り離れた<納付済証> を貼付	※手数料納付書による納付の場合 手数料納付書の控え右側の<納付済証 照合票 > を貼付 ※手数料収納窓口で決済端末による納付の場合 手数料収納窓口で受け取った<利用明細書>を 貼付
貼付箇所	貼付箇所

**【手数料収納窓口で納付の場合】**

納付窓口で受け取った<利用明細書 (レシート) >のうち1部を貼付

**【手数料納付書で納付の場合】**

領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証 照合票>  
の2つを貼付

**【県処理欄】**

財務会計システムへの申請書等受付の登録

記入上の注意点

1 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。

- (1) 3号 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 4号 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 5号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (4) 6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 授与・追加・交付・検定の区分

- (1) 授与・追加願 免許法別表第1、別表第2、別表第2の2、第16条の2、第16条の4、第17条又は免許法附則第8項若しくは附則第12項による場合(授与)を赤○で囲むこと。
- (2) 交付願 施行法第1条による場合(交付)を赤○で囲むこと。
- (3) 検定願 (1)及び(2)以外の根拠による場合(検定)を赤○で囲むこと。

3 受けようとする免許状の種類欄は、該当する項目を赤○で囲むこと。

4 中学校、高等学校、特別支援学校又は自立教科等の免許状の場合は、教科、特別支援教育領域又は事項を記入すること。

5 出願書類は、ホッチキスで左側中央を綴ること。クリップ等を用いないこと。

6 手数料

- (1) 手数料は、授与・交付・検定・教育領域追加の区分により長崎県手数料条例に定める額を納付すること。